

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 電気工事士試験の受験手数料の額の引上げ

第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験の受験手数料の額を引き上げる。(第十三条関係)

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)